

平成29年10月定例教育委員会議事録

(白石町教育委員会会議規則第16条及び第17条の規定により作成)

- 1 日 時 平成29年10月16日(月) 午前10時 役場3階 会議室4
- 2 出席委員 北村教育長 稲佐委員 大串委員 下田委員 松尾委員
- 3 事務局職員 吉岡学校教育課長 千布生涯学習課長
石橋主任指導主事 中村指導主事
原学校教育係長 川畑庶務係長
- 4 前回議事録の承認
9月定例教育委員会の会議録 【原案どおり承認】
- 5 教育長の報告 別紙資料のとおり
- 6 会議に付した議案
付議23号 白石町教育委員会点検評価報告書について
- 7 動議の提出者 なし
- 8 議事の概要 別紙資料のとおり
- 9 議決事項 付議第23号議決
- 10 その他
 - ・事務局からの報告
 - ・傍聴者 無し

1 開 会 9:57～
吉岡学校教育課長

2 前回議事録の承認 9:58～
9月定例教育委員会の会議録を資料により説明
委員全員承認

3 教育長報告 10:00～

前회가9月21日でしたが、他の月と比較して学校訪問、運動会等でご足労いただく機会がたくさんあったという気がします。ありがとうございます。

(前回以降の主な動向)

・10/10 白石中吹奏楽部九州大会出場激励会(マーチング)

九州大会に臨み鹿児島で頑張っていたが、銀賞ということで、全国大会までは一步届かなかったようです。

・10/14 第70回県民体育大会開会式(伊万里市民センター)～15日(日)

今年は、「奪還」というスローガンもあったが7点ばかり足らなかったようです。2日目雨が降りまして、前日勝ち上がっていたソフトボール、野球というのが先へ進めなかったというのも不幸な材料であったのではと思います。また来年頑張ってください。

(問題行動等報告)

(1) 問題行動

問題行動については、本当におかげさまで9月も報告を受けておりません。まったく何もないかということではありませんが、トラブル等はあっておりますが、問題行動と報告するまではないということで、本当に早めに相談的にかかわっていただいていることが、ありがたいと思っているところです。

(2) いじめ問題

小学校 覚知2件です。

覚知(6年生男女:無視をされる、ひどくぶつかられる、叩かれる)

どちらも、保護者からの訴えで覚知をしていただいております。

中学校 認知1件です。

認知(1年生男子:いやな子が恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする)

概要は、自転車の後輪のスポークのところに金具を挟んで後輪を回したらスポークが折れますが、そういうことをしろというようなことを言われるということです。いずれにしても、早めに対応していただいて、これで休むとかいうことにはなっておりませんので、早期発見、早期対応で動いていただいているのがありがたいと思っているところです。

(3) 不登校

小学校 3人

中学校 19人

欠席がない子もいますけど、もう少し観察が必要ではと思います。特に中学校は、別室登校の子どももいます。それから中学校では、新しく加えられた方ですが、家庭的に色々不安要因があり、これからも児相とか福祉に入っただいての対応が必要なようです。生徒も非常に揺れている状況です。いずれにしましても、管理職をはじめ、担任の先生、養護、相談、学年主任、スクールアシスタント、児相、コンフォートスペース「あい」等で対応していただいで、関わっていただいでおります。急に向上するというのは難しいが、粘り強くあきらめないで関わって、「勇気づけ」を行って行くしかないというところです。

(杵西・藤津地区教育長会)

(1) ICT利活用教育推進事業

ICTの授業活用のモデルについて、教育情報の推進リーダー等で支援をしていただくということで、明けて1月25日に白石小学校の教諭が算数科の方で実践をしていただく予定です。

(2) 科学の甲子園ジュニア

本町でこの関りは、ずっと以前はあったのかもしれませんが久しぶりです。白石中学校が3チーム頑張ってくれまして附属中、弘学館に続いて第3位でした。2位までが佐賀県代表で全国大会に出場しますが、惜しくも3位ということですが、でも、新しいジャンルに積極的に関わっていただいで嬉しいなと思っっているところです。

(3) 小学校・特別支援学校小学部教科用図書（小学校道徳）採択結果

先般、附議事項でもお願いしました、道徳の教科書の採択結果です。県下、各採択地区の状況、それから、特別支援学校小学部の状況です。

(4) 第65回佐賀県保健体育研究発表大会

委員さんには直接関係ございませんが、こういう研究発表大会があつているということをご承知おきください。来年、全国保健体育研究発表大会が佐賀であります。そのプレ大会が11月17日に開催が予定されております。

(5) 賤称語を使用した事象の発生について

久しぶりの事案であるが、「えた、ひにん」という賤称語を用いた差別事象が発生しております。やはり、賤称語を含めても誹謗中傷する言葉を使用することは教員たちのしっかりした対応。それから、周りでも「それはおかしいのではないか」という事をすぐ気付いて反応できる子どもたちを日ごろからもっと指導しなければならぬと、今後の取り組みとして挙げられております。

(6) 佐賀県いじめ防止対策研修会について

各地区で行われており、当地区は11月7日、嬉野市中央公民館で開催される分に参加していただくこととなります。

(7) 不登校対策に係る訪問で見出された不登校の主な要因と「望ましい体制」、「紹介したい事例」

(8) 生徒指導に係る訪問で見出された「問題行動を起こす児童・生徒の要因・背景」「効果ある取組」

不登校並びに問題行動等で、特に加配等を配置している学校についての県教委からの訪問による聴取で、色々出てきた要因とかをまとめたものです。個々には申しませんが、当然本町の各学校にお示しをして、現行の対策の対策充実をしてもらうつもりでおります。不登校で、学校でのいじめとか友人間のトラブルとか、確かにきっかけはそうなんですけど、もっと詰めてみると例えば家庭にかかわる要因とかが結構あるようです。保護者の離婚、婚姻にかかわるトラブル、父と母との関係不安、別居とか、あるいは父母と祖父母との関係。それから、放任とか母子分離不安とかこういうところが、心の不安要因としてあるようです。それから、本人にかかわる要因としましても、もちろん発達障害とかもありますけど、友達との関係性等があるようです。問題行動につきましても、家庭にかかわる要因、きっかけは、そういうトラブルですけど、根底にもう一つあるようです。いずれにしても現象に現れる目先のことだけにとらわれず、じっくり、深く相談的なかかわりをさせていただいて、いわゆる「自己肯定感」子どもたちに自信を持たせる。色々あっても前向きに頑張ろうという元気を与えるというところをチームとして、組織をあげて頑張ってもらわなければならないことだと考えます。

(9) 交通事故発生（加害等）状況調べ

教職員の交通事故で、8月が危機的状況というお話をしました。それを受けて緊急の提言等もなされましたが、実は、その提言がなされた後も引き続き起こっています。知識より意識という話をしておりますが、認識不足のところが中々改善できないという事で、管理職も職場での指導などいろいろな工夫してもらう必要があるようです。

(10) 学校現場の業務改善計画（佐賀県教育委員会）

働き方改革という事で、色々な報道がなされていて、学校の多忙化、あるいは、職場としてのブラック、そのようなことが盛んに言われてますけど、これに対して、改善のためにどういう取り組みをとというような研究会の提言です。

(11) 学校における働き方改革に係る緊急提言

中央教育審議会の「学校の働き方改革特別部会」というのがありますが、ここから、8月29日に緊急提言がなされました。それを受けて県の教育委員

会としての具体的な取り組みで、とにかく「今できるところからすぐにやりなさい」とそういう提言がなされております。それを受けて本町としても後で提案がありますが、具体的に、学校で色々工夫してくださいというのもですが、設置者の責任としても何か有効な手立てを考える必要があるという事の後ほど提案します。タイムカードについても本町は、県下でもいち早く導入していますし、事務の共同実施もやっていますし、ICTとかいろいろやっていますが、なかなか、すっとはいかなるところがありまして、今回後でも出てきますけど、部活動の第3日曜日を県下一斉に休みにするとかいう提言がなされておりますので、少しずつ、少しずつ改善に向かうかなと思っていますところでは。

(12) 第3日曜日の「県下一斉部活動休業日」の設定について

県下一斉部活動休業日のプレスリリースですけど、これは、すでに各学校に届いています。11月1日からスタートをしますという事で、具体的にはこれまでの通知と合わせたもので、5つあります。確認しますと、①第3日曜日県下一斉に「部活動の休養日」。どうしても公式戦等で避けられない場合は、その代替えを取らなければなりません。②土日のいずれかを休む。大会等どうしても土日に活動等が入ってきた場合は、必ず他に振替日を取るという事で、週当たり1日は休む。③土日の練習については、半日程度とする。④地域の活動等への参加という事を考えて、1、3、5の土曜日は学校の行事、教育活動を優先する。部活動よりもそちらの行事を優先する。⑤長期休暇中は、事前に活動計画を示して休養日等を適切に設定する。という事で1か月の練習計画の例まで今回示してあります。一生懸命頑張ってもらうことはいいことですが、その中には、指導者の自己満足に陥ってはいないかとか、あるいは、指導される子どもの生活全体が視野に入っているか、という事が問題になると思います。部活に一生懸命になって、帰宅したら何もできない。これは、自分が指導する部活だけ頑張ればよいというようなことになってしまいます。本来の学校の部活動というのは、子供たちの自主的な活動で、顧問はその援助、支援をする立場ですけど、いつの頃からかそれが曲がってしまっている。先日、全国中体連の全中での話をある方から聞きましたが、都市部の中学校は、トレーナー付きで来るそうです。トレーナー付きで、試合の前にマッサージとか栄養分補給とか体調管理、食事管理も第3者が付いてやっている。これは、本当に中体連の大会なのかという風な話もありました。そこまで加熱しているのだなあと思いました。

(13) 平成30年度佐賀県公立学校教員採用選考結果

以前にも一部資料を出してましたが、最終結果がこうなりましたという事で、特徴は、小学校が昨年度より30名ほど増加しているというところでしょうか。高校、中学校は教科ごとですがわずかです。

(14) 新聞記事

教育関係の新聞記事をいくつか添付しています。

(その他)

(1) 学校訪問における教育委員の参加形態について

先日の学校訪問で申し上げておりましたが、今までは、町の単独の訪問も西部教育事務所の訪問についてもこういう風にお願ひしますという事で、町については、午前中まで、教育事務所訪問については、最後までとお願ひをしておりましたけれども、事務所の訪問の午後の部分が指導助言で教科指導等と非常に専門的な指導助言がありますので、意見交換会まででお願ひしたいという事で、来年度から進めさせていただきます。という事は、ほぼ全て午前中で終了という事です。

4 付議事項の協議 10:20～

付議第23号

白石町教育委員会点検評価報告書について

川畑係長：事前に配布していた資料に沿って説明。

委員全員承認（付議第23号）

5 その他 10:30～

(1) 白石町教育の明日を考える集会について

石橋主任

指導主事：資料に沿って説明。

稲佐委員：実施要項の目的のところ、主語が町民に周知徹底していくわけですね。そして、理解を得る機会とするとうたっておいて、下の方に最後に町民が考える場を設定する。この町民がというのは必要ないのでは、「将来の教育や町づくりの方向性について考える場を設定するために開催する。」でいいのではないのでしょうか。あえて「考える場」の前にあえて「町民が」というのを入れる必要はないのではないのでしょうか。

石橋主任

指導主事：はい。ありがとうございます。それでは、目的の二つ目のところの「町民が」というところは、割愛して作成したいと思います。

稲佐委員：特に学校訪問をして、学校現場の先生方の声を聴いていたら、学校はもちろんやっているとは言いますが、やはり幼児期からの、それから家庭教育ですが、親から話さないといけないという声も出ていますし、やはり幼児教育、家庭教育というのは、地域住民の人達にもう一度、理解していただくという面でもいいのではないのでしょうか。

か。特に中学校の先生たちは、小学校、幼稚園はまあ。というところですが、やはり幼児教育の中でどう子どもたちが過ごしてきたか、その辺りは十分把握しておかないといけない。かつての子どもは、外で遊んである程度の原体験などはしていますが、今の子は、なかなか体験もしていませんし、そういう面で把握しにくい部分、家の中でばかり遊んでいて、外で遊んでないのでわかりにくいですね。そういう意味では、専門家のそうした意見、講演を聞くことによって、今の幼児の在り方とかいうところもありますし、この先生の履歴を見ていましたら色々とあちこちの現場を踏まれていますから、そういうお話が聞ければいいなあと思います。

下田委員：小さいことですが、チラシの小さい四角の中のおじいちゃんのお「お」がお父さん、お母さん、おばあちゃんに比べて一回り小さいのではないのでしょうか。おじいちゃん、おばあちゃんのお「お」をそろえた方がいいかと思います。

大串委員：白石町教育の日。「教育の日だよ」という事を、やはり町民の方に「こういう日があるんだよ」という事をいわゆる広報というか知らしめる。町報とかにも載るわけですね。

石橋主任

指導主事：はい。町報にも掲載いたします。

大串委員：例えば、私、職場でも言いますが、敬老の日がありますが、だれでもお年寄りの方を大事にしないとイケないと頭の中ではわかっています。しかし、日常の言動を考えると必ずしもそうではないだろう。だから、「敬老の日」わざわざ国が休みにまでして、休日にしてまで「敬老の日」を作ったという事は、やはり1年に1度でもいいから考えなさいと、立ち止まってですね。だから、この教育の日についても、何か強くアピール出来なのかなあと。では、どうすればいいという名案はありませんが、しかし、一つの課題ではないかという感じがします。今までの出席者の状況からみても、一般の方が1年に1回でも教育について考えようという、何かそういう手段が取れないかと、ただ地道に町報などで広報活動していくしかないかもわかりませんが。そういう気持ちを持っております。

稲佐委員：回覧板か何かにもチラシを載せられていますよね？

石橋主任

指導主事：回覧板でも回していたかとは思いますが。

吉岡課長：いろいろ参考のご意見ありがとうございます。

(2)「児童生徒数の見通し」の資料差し替えについて

吉岡課長：資料に沿って説明。

稲佐委員：施策をすればそう流出もしないだろうと思います。黙ってみておけばどんどん減っていきだけで、そのずれがこの表にも出てきているわけですが、やはり佐賀県の高卒者あたりの就職の希望等を取って、つい最近でしょうか県内に就職するようにどんどん進めていくような啓発活動をしているようです。だから、やはり食い止めるようなことをしていかないと、ただ大都会、都市部にばかり流出してしまうと困る。ですから行政もそこら辺をしていただくときちんととままっていくだろうし、そうしないと、多分人口が減ると活力がなくなりますから何とか白石町も頑張ってもらって人口減少の食い止めをしてほしいと思います。

吉岡課長：資料の具体的な作り方ですけど、人口ビジョンの町の計画では、流出をまず抑える、そして少しでも人口の呼び込みを行うとそうするとその年代というのは、比較的若い年代の流出を抑える、また、若い年代の、まあ壮年層までですけど入ってきていただくと出産年齢の方が増えるという事になりますので、人口の減り方よりも今度は、子ども達の減り方の方が少なくなるというのが今回の作り方で、人口は減っているが子どもの減り方はそれより少なくなるというのが、人口ビジョンの作成です。出生率は、白石町は大体高いところですので、全国が1.4とかに対して、うちの方が1.6ぐらいですけれども少し高め、子育て支援の施策を取っていくと少し高くなるだろうという形で見直しをさせていただこうと思っております。

(3) 第3日曜日の「県下一斉部活動休養日」の設定について

石橋主任

指導主事：資料に沿って説明。

稲佐委員：今までは水曜日でしたけど日曜日の方がいいのかなあとと思います。といいますのが、日曜日だと民間企業であれば、何か体験活動をしようと思えば結構中学生も参加します。ところが一般的にもう、うちなんかは夏休みやっておりますけど、部活、部活でほとんど参加しません。小学校3、4年生はたくさん来ます。ところが中学生はゼロに近い。ですから、水曜日、日曜日休みとしていただくと、何かその時体験活動をやろうとしたとき募集したら中学生も参加できます。そういう面では助かります。

石橋主任

指導主事：この通知を基に地域行事等はすり合わせをしながら、うまく回ればいいなど、これまでぶつかることが多くて、なかなか、中学生については、体験活動への参加がしにくい状況でした。

稲佐委員：教育長さんおっしゃられたが、例えば公式戦がここに計画されているという面も多々出てくるかもしれませんが。これが結局ずるずるとあそこがやっているのならうちもやると、何のために決めたのかという事になりますからそこら辺が難しいところです。

(4) 11月行事予定表

川畑係長：行事予定資料に沿って説明。

(5) 平成29年度小中学校応募指名制度に係る人事配置支援対象校の決定について
石橋主任

指導主事：資料に沿って説明。

稲佐委員：異校種間教育というのは、例えば、他町村、他県、あるいは外国との学校の交流ですか。

石橋主任

指導主事：ここでいうのは、小中一貫の教育という事で、小中の異校種間ということで、福富中学校は考えていらっしゃいます。

(6) 夏季休業中期間中の「学校閉庁日」設定について

北村教育長：資料に沿って説明。

下田委員：この13日から15日に土曜、日曜が当たった時にはどういう風に考えてられますか。そもそも、土曜、日曜は休み。だけど平日13日から15日、お休みあげます。なのか取ってくださいますか、ここに土日が挟まった場合、この3日間で5日になるのか？

北村教育長：極力5日。5日確保しようと考えております。

稲佐委員：お盆というのにこだわらないのですか。

北村教育長：いえ。お盆の期間。お盆に土日が来たらその分少しずらす。

稲佐委員：基本的には、私も同意します。賛成ですが、緊急の場合、何か問題動等が突発的に起こった時、代表勤務で処理するのか、先ほどおっしゃられたように教育委員会でそれを対応するのだろうとは思いますが、その辺りが気になることと、もう一点が地方行政、役場職員の方たちは閉庁ではないですよね。その辺りとの関連はどうでしょうか。

吉岡課長：まず、一般行政職は、お盆休みという概念がありませんので、13日、14日、15日が平日の場合は出勤をしております。ただ、正式な意味での閉庁となりますと年間の勤務時間が違ってくるとい事で、色々あります。今こちらが提示しているのは、年次休暇を合わせて取るという事になっておりますので、正式な意味での閉庁ではなくて法律的にはその辺りの違いがあります。では、具体的には何が違うかというとな年の労働時間日数が違ってきますので、時間外手当とか時間単価が計算上、今まで1,000で

割っていたのが950で割るとかその辺りが若干違ってきますが、今回の場合年次休暇を消化するという事になりますので、そういう影響はありません。ただ、行政職の方は、通常勤務をしています。

下田委員：私たち事業者は、休めるよ、休んでいいよといった場合は、有給休暇を使わせることはできません。これは、学校は有給休暇扱いになるのですか。

吉岡課長：これは、言葉を使い分けて言うと事業所を閉めますという事ではなくてみんなが年次休暇を取ったという事です。

北村教育長：休みの強制力はありません。この日出勤したいという職員については出勤できる。ですから、勤務を要しない日、祝日ではありませんので、そこで年次休暇、振替休暇あるいは、夏季休暇を取ってください。努めて全員取ってくださいという呼びかけです。

稲佐委員：それでは、夏季休暇を3日間取ればいいわけですね。

北村教育長：そうです。

下田委員：たまたま、今年、土日が挟まったと思うんですが、うちも3日間休みをやっておりますが、土日が挟まっていてその分余計休まなければいけなくなって、8月の事業が始まりましたので、利用者がいたため非常に困ったという経験がありますけど、学校はこの時期子どもがいないので3日が5日になっても、そう支障はないとは思いますが。

吉岡課長：今の話がまさに、業務が通常あっていると、その3日間取るとなると人員配置が1ヶ月間の人員配置が難しくなってきますが、小学校、中学校の場合基本的に子どもさんがおいでになってませんので、そこがちょっと違うところです。それからもう一つ、法的に行きますと本当に閉庁してしまっ、勤務を要しない日という判断をしますと、先ほど教育長が申しました「来る人は来ていいよ」と言った時にそれは単に年次休暇を取らなかったという事ですけど、もし閉庁という形でキチッとしますと、その時出てきた時には割増賃金という形になってきます。ただ、そういう事ではないという事です。

下田委員：閉庁という言葉が良いのかどうか含めて、例えば事業所を閉めますと言ったら事業所の責任になる。学校を閉めますと言ったら教育委員会の責任になるのではないのでしょうか。

北村教育長：はい。そうなります。

吉岡課長：ですからその辺りの表現については、適正な表現を。

北村教育長：確かに馴染みはありません。閉庁という誤解を招くというか、全部閉じていることになります。

大串委員：閉じているところには、有給は発生しないですね。

下田委員：私たちはそういう感覚です。

松尾委員：これに伴って、有給休暇の取得を促進するという何か手立ては行っているのでしょうか。取りましょうという。

北村教育長：呼びかけだけです。具体的なものはない。

松尾委員：それは、労基からいろいろ言われたりしないのですか。

吉岡課長：実は、官公庁は労働基準監督署の監督外になっています。

松尾委員：それは、取らなければ取らないでいいですよということ。

吉岡課長：そういう事ではないですけど、法的には労働基準監督署の管轄外です。公務員の世界は、ただ給食とか、現業職は違うのですが、一般行政職、一般の教職員の方はそういうことで、ただ今流れとして民間企業を労基署がひどく、「キチッとしなさい。キチッとしなさい。」と言っているのだから、当然言うべき官公庁もするべきであろうと今の話でありまして、「取りましょう」という呼びかけはしていますが、それが取れなかったと言って、労働基準監督署から調査が入るとかということがない。そこが甘いところではあります。

松尾委員：これだけ言われてますので、これは促進を何か促すような対策を今一歩進められればと思います。

北村教育長：これも、こういう学校閉庁日という策もありますよという事も、答申の中に盛り込まれています。こういう措置を取ったらどうですかという。ですからこれを、勤務を要しない日とか祝日に準じた形で制度改正があれば、もう少しいいのでしょうか、今のところは年次休暇、夏季休暇で対応しております。

吉岡課長：先ほどの件で訂正です。割増賃金とか時間単価の話をしました、すみません教諭に関しては、それが該当しませんでした。学校で言ったら、事務職とか栄養士が関係してきまして、教諭に関しては、先ほどの発言は該当しません。

松尾委員：教育長の話に戻るのですが、科学の甲子園ジュニアの結果のところ、白石中学校は科学部とかいうものが存在するのでしょうか。

北村教育長：いえ、ありません。有志の形で集めて指導をされております。

松尾委員：こういうことは、とても良いことだと思いますので、もしよければこういう部もしていただければという思いはあります。数学とかいろいろありますが、そういうものに積極的に参加していただくような手立てがあればと思います。

北村教育長：効果というか、他の子どもの刺激材料になればと思います。

松尾委員：これは、理科の先生が率先してされたのですか。

北村教育長：はい。

下田委員：いじめの月例報告の中から、1年生の女の子が加害児とされる児童から、つねられる、唾をかけられる、弁当に指を入れられる。この弁当というのが、たまたま弁当の日であったという事ですか。

中村指導主事：はい。弁当の日です。

下田委員：これをご報告いただいたときに、加害といわれる方に発達障害がないかと思ったのですが、そういう気になるような学校からの報告はあってませんか。

中村指導主事：発達障害の傾向があるとは、報告はいただいていません。

下田委員：ちょっとやっつてることが気になりました。

松尾委員：中学校の分は、以前解消されたと聞いたかと思いますが。

北村教育長：はい。正式に報告が、解消という事で上がってきていませんのでそのままにしております。実際は、解消していると思います。

中村指導主事：解消の方向に向かっているのですが、この報告自体が3か月経過してから解消と見なしてくださいという事になっております。

北村教育長：3か月には、もう少し期間があります。

次回教育委員会の決定

教育委員会 11月20日（月）午前10時00分～

6 閉 会 11:16

吉岡学校教育課長